

県南広域振興局長告示第 248 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 11 月 30 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	株式会社コムスン北上ケアセンター	北上市大通り三丁目 8 番 17 号	平成 19 年 10 月 31 日
〃	〃	株式会社コムスン北上南ケアセンター	北上市大堤南一丁目 8 番 10 号	〃

2 訪問入浴介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	株式会社コムスン北上ケアセンター	北上市大通り三丁目 8 番 17 号	平成 19 年 10 月 31 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	株式会社コムスン北上ケアセンター	北上市大通り三丁目 8 番 17 号	平成 19 年 10 月 31 日

4 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	株式会社コムスン北上ケアセンター	北上市大通り三丁目 8 番 17 号	平成 19 年 10 月 31 日
〃	〃	株式会社コムスン北上南ケアセンター	北上市大堤南一丁目 8 番 10 号	〃